

3 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の見直しについて

医療保険における高額療養費の算定基準の見直しに伴い、70歳未満の方がいる世帯の高額医療合算介護（介護予防）サービス費の自己負担限度額が次のとおり見直されました。[2015年（平成27年）1月1日施行]

| 所得区分 | 改正前 | 所得区分 | 経過措置 2014年8月 ～2015年7月 | 改正後 2015年8月～ |
|--|-------|--|-----------------------------|-----------------|
| 上位所得者 健保：53万円以上 （標準報酬月額等） 国保：600万円超 （基礎控除後の 総所得金額等） | 126万円 | 健保：83万円以上 （標準報酬月額等） 国保：901万円超 （基礎控除後の総所得金額等） | 176万円 | 212万円 |
| 一般所得者 （上位所得者・低所得者以外） | 67万円 | 健保：53万円以上 83万円未満 （標準報酬月額等） 国保：600万円超 901万円以下 （基礎控除後の総所得金額等） | 135万円 | 141万円 |
| | | 健保：28万円以上 53万円未満 （標準報酬月額等） 国保：210万円超 600万円以下 （基礎控除後の総所得金額等） | 67万円 | 67万円 |
| | | 健保：28万円未満 （標準報酬月額等） 国保：210万円以下 （基礎控除後の総所得金額等） | 63万円 | 60万円 |
| 低所得者 （住民税非課税） | 34万円 | 低所得者 （住民税非課税） | 34万円 | 34万円 |